

平成25年第1回多賀城市議会定例会会議録（第6号）

平成25年3月8日（金曜日）

◎出席議員（18名）

議長 板橋 恵一

1番 柳原 清 議員

2番 戸津川 晴美 議員

3番 江口 正夫 議員

4番 深谷 晃祐 議員

5番 伏谷 修一 議員

6番 米澤 まき子 議員

7番 金野 次男 議員

8番 藤原 益栄 議員

9番 佐藤 恵子 議員

10番 森 長一郎 議員

11番 松村 敬子 議員

12番 阿部 正幸 議員

13番 根本 朝栄 議員

14番 雨森 修一 議員

15番 吉田 瑞生 議員

16番 昌浦 泰已 議員

17番 竹谷 英昭 議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 菅野 昌彦

総務部長 内海 啓二

市民経済部長 伊藤 一雄

保健福祉部長(兼)保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 鈴木 健太郎

建設部長 鈴木 裕

総務部次長(兼)総務課長 竹谷 敏和

市民経済部次長(兼)生活環境課長 佐藤 秀業

建設部次長(兼)都市計画課長 永沢 正輝

市長公室震災復興推進局長 鈴木 学

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 吉田 真美

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(財政経営担当) 萱場 賢一
市長公室副理事(兼)市長公室長補佐(政策秘書担当) 小野 史典
総務部副理事(兼)管財課長 阿部 博光
総務部副理事(兼)地域コミュニティ課長 片山 達也
会計管理者 紺野 哲哉
教育委員会教育長 菊地 昭吾
教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 大森 晃
水道事業管理者 佐藤 敏夫
上水道部次長(兼)管理課長 櫻井 友巳
◎事務局出席職員職氏名
事務局長 伊藤 敏明
参事(兼)局長補佐 鎌田 洋志
主幹 櫻井 道子

午前 10 時 00 分 開議

○議長（板橋恵一）

おはようございます。

本会議 6 日目でございます。かつまた 2 月定例会の最終日でございますので、本日もまた慎重審議をよろしくお願いしたいと思います。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第 6 号のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（板橋恵一）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 106 条の規定により、議長において根本朝栄議員及び雨森修一議員を指名いたします。

日程第 2 議案第 25 号 平成 25 年度多賀城市一般会計予算

日程第 3 議案第 26 号 平成 25 年度多賀城市災害公営住宅整備事業特別会計予算

日程第 4 議案第 27 号 平成 25 年度多賀城市国民健康保険特別会計予算

日程第 5 議案第 28 号 平成 25 年度多賀城市後期高齢者医療特別会計予算

日程第 6 議案第 29 号 平成 25 年度多賀城市介護保険特別会計予算

日程第 7 議案第 30 号 平成 25 年度多賀城市下水道事業特別会計予算

日程第 8 議案第 31 号 平成 25 年度多賀城市水道事業会計予算

○議長（板橋恵一）

この際、日程第 2、議案第 25 号 平成 25 年度多賀城市一般会計予算から日程第 8、議案第 31 号 平成 25 年度多賀城市水道事業会計予算までを一括議題といたします。

本件については、予算特別委員長の報告を求めます。

4 番深谷晃祐議員。

(予算特別委員会委員長 深谷晃祐議員登壇)

○予算特別委員会委員長(深谷晃祐)

予算特別委員会審査報告をいたします。

議案第 25 号 平成 25 年度多賀城市一般会計予算

議案第 26 号 平成 25 年度多賀城市災害公営住宅整備事業特別会計予算

議案第 27 号 平成 25 年度多賀城市国民健康保険特別会計予算

議案第 28 号 平成 25 年度多賀城市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 29 号 平成 25 年度多賀城市介護保険特別会計予算

議案第 30 号 平成 25 年度多賀城市下水道事業特別会計予算

議案第 31 号 平成 25 年度多賀城市水道事業会計予算

本委員会に付託された上記議案については、2 月 26 日、28 日、3 月 4 日、5 日、6 日の 5 日間にわたり委員会を開き、議案ごとに審査した結果、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、多賀城市議会会議規則第 65 条の規定により報告いたします。

○議長(板橋恵一)

以上で委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(板橋恵一)

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案 7 件に対する反対の討論の発言を許します。9 番佐藤恵子議員。

○9 番(佐藤恵子議員)

日本共産党多賀城市議団を代表いたしまして、議案第 25 号 平成 25 年度多賀城市一般会計予算から議案第 31 号 平成 25 年度多賀城市水道事業会計予算まで一括して討論を行います。

まず初めに、本市の平成 25 年度各予算は 12 月の総選挙による自公政権への交代劇があり、平成 25 年度の国家予算編成が大幅におくれる中での作業となりました。政府はそのため大型の 24 年度補正予算を組みました。しかし、今議会に上程された本市の平成 25 年度各予算にそれらは反映されておりませんので、本予算は今後大きな補正予算を組まざるを得ないという事情にあります。したがって、上程された予算の評価は当然ですが、現在知り得る範囲で今後の見通しを含め、本市議団の見解を表明させていただきたいと思います。

まず、国の東日本大震災の復旧・復興予算についてですが、全体の予算規模を 19 兆円から 25 兆円に拡大いたしました。しかし、なぜこれほどの予算を組みながら被災者の医療費自己負担免除の全額を予算化できないのでしょうか。また、1,047 億円の津波被災地域の住民の定着促進のための震災復興特別交付税の増額が行われました。しかし、質疑でも明らかになりましたが、震災時に市内の持ち家に住んでいた方で津波被害に遭った方、かつ引き続き市内に家を購入するか建てかえるかしなければ補助対象とならないという大変使い勝手の悪い交付金でございます。少なくとも大規模改修と地震被災者に活用できるよう改善の必要があります。これらについては被災自治体が歩調を合わせ是正を求める声を上げていくことが必要となっております。

また、安倍政権はデフレ脱却を掲げ、「3本の矢」と称し、金融緩和、国土強靱化政策という名の公共工事拡大、大企業支援を前面に押し出しております。しかし、今デフレ脱却に必要なことは働く人たちの給与を引き上げることでありまして、大企業が抱える内部留保 260 兆円を賃上げに活用することこそ大事だと思います。

また、政府は 4,000 億円の地方交付税を削減し、地方公務員の給与カットを求めておりますが、これは地方自治を否定する暴挙であり、今必要な政策に逆行していると言わざるを得ません。

また、政府は物価の下落を口実に生活保護費の削減も実施しようとしております。しかし、物価下落は生活物資の一部でありまして、家族が多いほど減額が大きくなると言えます。これは戦後初めてのことでありまして、異議を発すべきと考えます。

それでは、本市の 25 年度予算について触れさせていただきます。

震災復旧・復興に関して。

まず初めに、震災復旧・復興関連についてでございます。

その 1 つ目、被災者医療費の自己負担の免除措置についてであります。市長は当初、2 割分の負担はできないと表明いたしました。この問題の大もとには 25 兆円も復旧・復興予算を確保しながら全額を予算化しない政府に問題があることは明らかでございます。しかし、もし政府が態度を変えないならば、政府を批判しつつも県と市が折半でこの制度を実施すべきだと私たちは主張いたしました。これは、子供医療費への助成と違って今後ずっと継続する事業ではありません。その意味では、基金を取り崩してでも実施すべきではないでしょうか。市長は、予算委員会の質疑では若干態度を変え、もう少し考えさせてほしいと答弁をしております。市長には被災者の立場でこの問題に当たり、被災自治体をリードする立場をとっていただきたいと思っております。

復旧・復興の 2 つ目、定住促進の対策についてでございます。25 年度当初予算に盛り込まれた被災者支援、定住促進政策は、従来のままの制度の予算計上でございます。しかし、局面は大きく変わりました。先ほど触れましたように、政府や県が示した枠組みは窮屈なもので、被災自治体が連携して改善を求めていかななくてはなりません。とはいえ、とにかく震災復興特別交付税は多賀城市に 30 億円配分されることになりました。これを十二分に活

用し、また既存の基金とも組み合わせて、少しでも多くの方々に多賀城市にとどまっていた
だく、あるいは戻っていただくようにしていただきたいと思います。それは、本市の税収、
上下水道料金の増収となり、本市活性化の源となります。課題山積みで大変とは思いますが、
ぜひ被災住民の願いに応える奮闘をお願いしたいと思います。

復旧・復興の第 3 は、雇用の場の確保、産業の復興についてでございます。市長は、みや
ぎ復興パークへの入居数について盛んにあちらこちらでお話をされていらっしゃる。
確かに、既にあいた工場を有効に活用するということは私どもも否定はいたしません。しか
し、より大事なことは、ソニーに継続してこの多賀城市で事業展開をしていただくことでは
ないでしょうか。柳原議員が指摘したように、ソニーは 1 万人のリストラ計画を発表し、
本市の仙台工場も例外ではないとしております。ソニーは東京通信工業時代の昭和 29 年、
宮城県の工場誘致条例第 1 号として本市に進出し、以後、大きく発展してまいりました。
ソニーの第 2 工場であり、ソニー発展のシンボルでもあり同時に、多賀城工場地帯の象
徴でもあります。このソニーが被災地でリストラを行い撤退するとなると、これはソニーに
とってもプラスになるとは思えません。市長は、期間社員リストラの際には議長とともに本
社を訪問し、要請をいたしました。今回は、「行く機会があったら」と、やや後退をした答
弁をしております。地元自治体の首長として、これ以上のリストラはやめ、多賀城に残っ
て事業展開をしていただくよう強く要請していただきたいと思います。また、超零細企業へ
の支援措置もぜひ考えていただきたいと思います。

復旧・復興の第 4、災害公営住宅についてでございます。いよいよ災害公営住宅が動き始め
ました。(仮称)七小用地や遊休水道施設を上手に活用したことについても、あわせて評価
をしたいと思います。今後、希望する方々にとってついのすみかとなるよう取り組んでい
ただきたいと思います。また、地元負担はないことにはなっておりますが、その費用は巨額で
あるだけに、最小の経費で最大の効果を得るよう取り組んでいただきたいと思います。

復旧・復興の第 5、地域防災計画の見直しについてでございます。地域防災計画の見直しは、
今後の大きな課題となっております。これはもちろん担当部署が中心になって進めること
は当然です。しかし、本市は、津波に限定しても地域の 3 分の 1 以上の地域で津波の被害
がありました。これは決して担当部署でなし遂げられるものではありません。全庁的議論は
もちろん、あらゆる関係者の情報と意見を結集して実のあるものを作成していただきた
いと思います。

次に、福祉・医療分野についてであります。

まず、子供医療費の助成を拡大したことは評価いたします。今後とも周辺自治体にひけをと
らぬよう頑張っていただくとともに、この制度を国の制度とすること、またそれ以前に県に
も拡充するよう求めていただきたいと思います。

保育所の待機児童数は 123 人となっており、保育所の増設は依然本市の重要課題となっ
ております。

また、国保税についてであります。平成 25 年度に国保税引き上げを見送ったこと自体は

評価したいと思います。ただ、もともと約束した一般会計からの繰り入れを行ってれば、25年度の値上げなどということは話題になり得なかったことも事実であります。さらに、被災医療費の一部負担免除措置については市長は依然煮え切らない態度をとっておりまして、現状において国保特別会計に賛成はいたしかねます。

学校教育についてですが、25年度予算には学区の見直し、小学校理科支援員を全校に配置し、多賀城小学校のプールの改修、城南小学校の校舎増築設計等が計上されました。これらは評価をいたします。今後とも子供たちの健やか成長のために御努力をお願いいたします。水道事業について触れさせていただきます。水道事業につきましては、収益が20億4,709万円、費用が20億3,087万円の計上で、1,622万円の黒字計上ではありますが、新田浄水場の売却という一時的要因を除きますと、収益16億4,773万円、費用16億4,711万円、黒字額は62万円という見通しとなりました。今後徐々に給水人口もふえていくとは思いますが、しばらくは収支均衡の状況が続くと思われます。水道事業の問題では、現在たまたま東日本大震災の影響により収支均衡の状態となっておりますが、現在の水道料金は減価償却費を超える企業債元金償還分も算入しております。予算委員会において藤原市議が、ならば企業債元金償還額が減価償却費を下回る場合、その分は料金を下げるのかと質問いたしましたところ、当局は答えられませんでした。私どもが委員会で指摘したように、既に損益収支の費用の中に資本費が含まれており、それ以上の資本費を料金に算入するのは適切ではありません。したがって、合理的経営を行うという意味では、資本費平準化債を活用して負担を平らにするのが筋であります。その点で、市当局には資本費平準化債に対する不理解があるわけでありまして、その活用に向け早急の見直しを求めるものであります。

雨水対策について述べます。本市にとって雨水対策は、その発生頻度から言って、地震、津波対策以上に位置づけなければならない課題であります。その点で言いますと、大代の各雨水ポンプ場の整備、高橋雨水幹線整備と仙台中野ポンプ場へのポンプ増設、八幡雨水幹線枝線の整備、留ヶ谷雨水幹線の整備と中央雨水ポンプ場の更新等の予算が計上されました。特に、復興交付金事業で21億円の事業を行うことにしておりまして、本市にとっては財政的に大いに助かる内容となっております。同時に、その事業費が巨額に達しているだけに、現在遊水池的機能を持っている場所についてはできるだけ保全し、抑えられる事業費は抑えるべきであると考えます。

魅力あるまちづくりを目指してについて述べます。

次に、魅力あるまちづくりについてでございます。行政には優先順位がございます。まず被災者、市民の皆さんが安心して暮らしていけるようにしなければなりません。しかし、それだけでよいかというと、そうではありません。この町の歴史や特性を生かした魅力あるまちづくりも重要な課題でございます。

今年度予算には中央公園整備事業に7,000万円が計上されまして、いよいよ中央公園内の南北大路が復元されることになりました。あやめまつりの開催とあわせ、復興を感じさせる大きな一歩となるのではないのでしょうか。貞山運河の歴史性を感じさせる復旧整備とともに

に、魅力あるまちづくりに向け、さらに御努力をお願いいたします。

今後の中期財政見通しについて。

今後の財政運営についてどう臨むべきかを述べます。

最後に、今議会に中期財政見通しが提出されました。この見通しは、平成 25 年度をベースにつくられたものでありまして、このとおりになるか否かは不確定要素が多々ございます。一般的に言いますと「入るをはかって出るを制す」が財政運営の原則とされておりまして、その意味では適正な規模に戻すのは当然であります。しかし、今はまだ震災の復旧期にありまして、人に例えますと、まだけがが回復していない段階であります。まだ退院したばかりで、もとの体に戻っていない、まだ援助が必要な段階でありまして、多賀城だけを孤立して見るのではなく、国の支援等をよく見きわめることが必要と思います。

住民要求実現と一般財源確保を両立させる見地で、とりわけ一般質問で柳原市議が、予算委員会で藤原市議が取り上げましたが、地域の元気臨時交付金を有効に活用することが重要と思います。本市は、各学校のプール改修、地域活動サポートセンターへのエレベーターの設置、市立図書館の書庫の増設等々、どうしても実施しなければならない課題を抱えています。しかも、これらには補助制度がありません。こうした事業にこそ地域の元気臨時交付金を使うことができます。ぜひ、住民の願いに応えるとともに一般財源を捻出するという見地で取り組んでいただきたいと思います。

また、国の補助金等の一般財源で、財政力の高い自治体ほど一般財源を喰われているのではないかと藤原市議が提起をいたしました。ぜひ研究をして、政府に是正を求めていただきたいと思います。

以上、分野ごとに評価する点、問題点等を指摘させていただきました。

以上の見地から、議案第 26 号 平成 25 年度多賀城災害公営住宅整備事業特別会計予算及び議案第 30 号 平成 25 年度多賀城市下水道事業特別会計予算に賛成、ほかは反対の討論とさせていただきます。

○議長（板橋恵一）

次に、本案 7 件に対する賛成討論の発言を許します。5 番伏谷修一議員。

○5 番（伏谷修一議員）

議案第 25 号 平成 25 年度多賀城市一般会計予算から議案第 31 号 平成 25 年度多賀城市水道事業会計予算まで賛成の立場から一括討論させていただきます。

平成 25 年度の予算編成については、東日本大震災からの復旧期最終年度として再生期へつなぐ予算化と東日本大震災以前の行政サービスを再開することにより日常生活の安定への責務を果たす予算配分が必要と判断し、一般会計当初予算規模を 252 億 6,000 万円、前年度当初予算に比べて、通常収支分で 4.9%、復旧・復興分で 13.2%増加し、全体として 6.6%増となる予算を計上しています。

また、災害公営住宅整備事業会計は、桜木地区の（仮称）第七小学校予定地を災害公営住宅用地として認めていただくためには幾度となく文科省、復興庁との交渉を重ね、建設用地と

していち早く認可いただいたことを評価するとともに、一日も早い全戸完成を期待いたします。

2013 年度予算について本市の基本的な考え方は、復興まちづくりの 3 本柱である市民生活の再建と産業の再興、ハードとソフトの多重構造により減災対策の推進、災害に強いまちづくりへの取り組みを具体的にすることを明確に示しています。今回の予算委員会においても、地方交付税の算定根拠、普通交付税や臨時財政対策債の算定方式への基準財政需要額の見解についての質問も各委員からあり、市税等の減免措置が終了し減収要因に対する補填財源を心配する声も多くありました。昨年度に引き続き震災からの復旧・復興に向けた対応を最優先とし、経常的事業の維持を原則に、震災復興計画と第五次総合計画の整合性を図りながら取り組んだ復興事業は、防災行政無線デジタル化整備事業に 2 億 6,500 万円、震災の映像記録証言などをアーカイブとしてデータベース化し防災教育や減災対策の基礎となる事業に 5,000 万円、既定の都市計画道路 2 本、笠神八幡線、清水沢多賀城線を緊急避難路・物流路整備事業として笠神八幡線に 2,600 万円と、さらなる防災への環境整備を整え、本市の安心・安全への予算配分を強化するものであります。特に、震災経験記録伝承事業を初めとした防災教育、減災技術の開発として産学官との連携を図り実施している減災リサーチパーク構想は、減災関連企業の集積を促し、新産業創発、人材育成などにつながるプロジェクトとして重要なことであると考えます。

津波被害の大きかった被災自治体の中には防災センターやコンテナ船を甚大な津波被害を後世に伝えていくために現存させるか撤去するか判断を決めかねていることを報道で知りました。コンテナ船がある地区に住む高齢者は、船によって破壊された家屋の状況を思い出すのでなくしてほしいとの声、母親を津波でなくした高校生は技術を次世代に残し継承していくべきだとの意見、イエス、ノーの答えは簡単には出てきません。本市は忘れてはいけない教訓を将来世代へしっかりと伝承し、今後の減災対策に生かすべきと考える市長の取り組みには賛同いたします。

そして、具現化するために東北大学災害科学国際研究所との連携、協力協定を締結することができた背景には、職員各位の並々ならぬ努力があったことを高く評価いたします。

次に、第五次総合計画の体系に沿ったポイントは、第 1 に中心市街地の整備ですが、予算にもあるように、JR 仙石線多賀城駅周辺に関する各種整備事業、本年秋に駅舎が開業することから南北の開発には拍車がかかると思われます。一日も早く図書館とピボットが営業できればコンパクトシティ構想のベースができ、おでかけバスを利用する市民も激増し、事業者が集積することは明らかです。

第 2 に多賀城農業復興に向けた大規模圃場整備事業については、農振地約 300 ヘクタールの農地を生産性の向上、作業の効率化、生産意欲の増進を理念に基盤整備を実施し、担い手の確保や農地の集積、経営の多角化を目的として進められた意向調査については高い水準で調査同意まで至っている状況です。多賀城の農地は、耕作地としてだけではなく、環境保全、急激な雨量時の保水地としても市民生活に大切な役割を果たしています。担い手が考

える利潤効率を高めていくためには、耕作地の水管理の利便性、収益を考えたハウス栽培など、多角的にかつ分業していくことが重要であると先進事例で理解している現状を農業者、行政が精査していくことが必要と考えます。

第 3 に効果的・効率的な行政経営の推進ですが、各種事業が継続している背景には、人口推移により事業の制度が形骸化され、時代に即さない事業も多くあると思われます。過去に行政主導で実施されていた事業については多くの自治体で運営に困難を来し、落としどころが定まらない事例も多く見受けられます。事務事業の見直しをチェックする決算時の資料として成果報告書を有効に生かすためには、一方で市民発意の事業への補助金制度のあり方をプロポーザル方式で門戸を広げ、受皿を用意することも必要と考えます。

次に、平成 25 年度国民健康保険特別会計予算であります。震災前にシミュレーションした数字をもとに、急激な国保税を値上げすることを回避するための財政支援を一般会計からの繰入金として当初予算に計上しました。国民健康保険の制度は、国民皆保険制度としての発足当初の構成比は産業構造の変化や高齢化の進展により年金受給者や無職者の割合が年々高い比率を示していることから、地方自治体が運営すること自体が困難を極めています。一般会計も枯渇している本市の財政状況からも、県または国へ一元化を実現しなければ、かなりの被用者負担を求めざるを得ない状況になることは共通の認識です。国が実施する保険制度の抜本的な改革がなければ改善はできないので、関係機関へ要望するレベルを強化しなければならず、議員各位の協調を切に願います。

次に、平成 25 年度水道事業会計は、震災以降本市の水道事業に求められていることは震災以前同等の設備仕様を復旧させ水の安定供給を図ること、ダメージを受けた水道管及び関連する施設で耐震強度の高い改善に努めることなど、取り組む課題は山積しています。職員個々の努力により安全でおいしい水を供給していることに感謝いたします。しかし、今回の震災で直感したことは、水は生命に直結している命の源であり、飲料水がなくなる恐怖心をいやというほど体験いたしました。今回の一般質問にありました資本費平準化債の活用については、御存じのように公営企業会計と一般企業会計システムの根本的な相違点は会計処理上の調達金にあり、株式会社は株式発行により資本金を得て事業展開を行います。公営企業会計はこれに当たるものはないので、他会計からの出資または経営上の問題が生じれば長期的貸し付けの道が開かれています。水道管理者の見解にもあるように、経営上の収支に著しい影響が生じている状況ではないという経営判断に同調するものであります。また、水道管理者を設けるときのいろいろな議論がありましたが、水道管理者を置くということは、これからのいろいろな側面に対して経営判断を任せる、その市長の信頼を受ける方ということでの設置を確認しておりますので、全面的に信じ、実務を管理者に任せるべきと思います。

一般企業でも、政府金融機関から財政投融資として貸し付けている貸付金の金利を下げる時の条件としても、最低でも過去 3 年間の経営状況が著しく低下している状況において判断されることが多く、その場合でも低金利猶予期間は短く、厳しく経営改善を求められて

います。資本費平準化債は将来の維持管理が行き詰まった状況下で行う将来負担行為と捉え、その時期ではないと判断いたします。

再生期に向けた予算計上は市長として実現する原理・原則。持続可能な自治体経営をいま一度再構築する必要があると思います。来週月曜日に 2 年を迎え、3 年目に実現すべきことは、復興とともに市民への約束を堅持することをお願い申し上げ、賛成の討論といたします。

○議長（板橋恵一）

阿部議員は賛成討論ですか。（「はい」の声あり）12 番阿部正幸議員。

○12 番（阿部正幸議員）

議案第 25 号から議案第 31 号まで一括して賛成討論を行います。

東日本大震災発生から 2 年を迎えようとしています。平成 25 年度は多賀城市震災復興計画に位置づける復旧期の最終年度として復旧を加速化し、早期復興に向けて復旧・復興事業を最優先とした取り組みを進めていかなければなりません。当局においては本年も大変目まぐるしく忙しい 1 年になると思いますが、被災者の生活再建と市のさらなる発展のため、特段の御努力をお願いいたします。

さて、被災された方の生活再建の場として、市内 4 カ所に災害公営住宅の整備を予定しております。借り上げ住宅も含め仮設住宅に入居されている方々が災害公営住宅に入居して生活の再建をスタートするまで真の復興とは言えず、災害公営住宅の建設は何よりも重要な事業の 1 つであります。当局においては、このことを十分に御認識いただき、予算特別委員会で説明があったとおり、被災者が一日も早く災害公営住宅に入居できるよう最大限の御努力をされております。また、被災者の心情も考慮し、新田地区への建設も行うなど、被災者に寄り添う形で事業を進める菊地市長の姿勢に対し評価をするものであります。

本市の復興計画の基本は現地再建であります。現地再建を支援するため、平成 23 年度からスタートした被災住宅補助事業並びに被災事業者再建支援事業については、平成 25 年度においても継続して実施されることとなりました。また、本年 2 月から実施されております住宅ローンや補修に係る利子分を助成する被災者住宅再建補助事業並びに宅地かさ上げ等補助事業も継続的に実施されることとなり、本市独自で行っている被災者再建支援策について評価をいたします。

平成 25 年度においても震災復興交付金、震災復興特別交付税、震災復興基金などにより復旧・復興を推進するための財源が一定程度確保される見込みとなっております。震災復興基金交付金が本市には 30 億 6,000 万円追加交付される予定となっておりますが、この基金を十分に活用し、本市独自の事業がなお一層充実されますよう望むものであります。

福祉関係につきましては、私どもも推進しておりました乳幼児医療費助成制度の拡充について子ども医療費助成制度として新たに本市独自で創設し、小学校 3 年生までの通院に係る医療費及び中学校 3 年生までの入院に係る医療費の無料化を平成 25 年度から実施することは、子育て支援の充実はもとより、若い世代の定住策と自主財源の確保といった観点からも高く評価をいたします。

また、女性と子供の命を守るために実施してきました子宮頸がん及びヒブ、肺炎球菌ワクチンは、財源の関係から毎年継続されるのか大変心配されておりましたが、平成 25 年度からは予防接種法に基づき定期接種化が図られることとなり、大いに歓迎するものであります。農業の振興につきましては、農業農村活性化ビジョンに基づき、大区画圃場整備促進事業が目玉事業となっております。しかしながら、この事業を進めるに当たり、調査同意で農業者の 98%の同意、次に事業の推進同意で 95%の同意、そして事業の同意で 100%の同意が必要とされております。非常にハードルが高くなっております。この事業は、将来の多賀城のため農業の基盤整備を行い、担い手の育成を図る重要な事業と認識しております。担当職員の皆様は農業者との意見集約に大変御苦労されると思いますが、予算特別委員会で今やらなければ後にはできないと深い決意を部長が述べられたとおり、職員の皆さんは我が決意として特段の御努力をお願いいたします。

商工業の振興につきましては、多賀城・七ヶ浜商工会と連携をとりながら、活気とにぎわいの創出を図るとともに、被災された事業者の希望に沿う形で仮設工場等貸与事業を新規事業として立ち上げております。また、減災パーク構想に基づき、企業支援、新企業立地支援家賃補助事業を行うとともに、積極的に企業の誘致活動を推進することとなっております。市長からも、トップセールスとして企業の誘致に全力で取り組むとの決意も披露されました。

観光振興につきましては、本年 4 月から 6 月まで開催される仙台・宮城デスティネーションキャンペーンに向けて観光協会との連携を図り、あやめまつりなどのイベントを最大限アピールしていただき、多賀城市に多くの観光客が訪れるよう、その取り組みに期待いたします。

次に、国民健康保険特別会計につきましては、本来であれば大変厳しい財政状況に鑑み、平成 25 年度において税率改正を行い、新たな負担を市民の皆様をお願いするところでありましたが、これまでの経緯を踏まえ、平成 25 年度においては不足する財源について全て一般会計から繰り入れを行い、市民の新たな負担は回避されました。菊地市長の英断に評価をいたします。今後とも医療費の伸びなどで大変厳しい財政運営が続くものと思いますが、予防医療と医療費抑制に特段の御努力をお願いいたします。

最後に、平成 25 年度予算全体をみてみますと、復旧・復興に向けて希望と期待のまちづくりを進めようとする菊地市長の決意があふれており、評価できる予算となっております。どうか平成 25 年度も、大変御苦労が多いものと思いますが、本市を船に例え、6 万市民の船長として見事なかじ取りを心から御期待申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（板橋恵一）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案ごとに採決いたします。

まず、議案第 25 号 平成 25 年度多賀城市一般会計予算を起立により採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(板橋恵一)

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 26 号 平成 25 年度多賀城市災害公営住宅整備事業特別会計予算を起立により採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(板橋恵一)

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 27 号 平成 25 年度多賀城市国民健康保険特別会計予算を起立により採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(板橋恵一)

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 28 号 平成 25 年度多賀城市後期高齢者医療特別会計予算を起立により採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(板橋恵一)

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 29 号 平成 25 年度多賀城市介護保険特別会計予算を起立により採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(板橋恵一)

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 30 号 平成 25 年度多賀城市下水道事業特別会計予算を起立により採決い

たします。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(板橋恵一)

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 31 号 平成 25 年度多賀城市水道事業会計予算を起立により採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(板橋恵一)

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上、7 議案はいずれも原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 32 号 和解について

○議長(板橋恵一)

日程第 9、議案第 32 号 和解についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

○議長(板橋恵一)

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(菊地健次郎)

議案第 32 号 和解についてであります。これは八幡 2 丁目 226 番 4 の土地について市が使用収益を行う権利が相手方の過失によって侵害されたことにより生じた損害について、記載の相手方と和解するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、総務部長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長(板橋恵一)

総務部長。

○総務部長(内海啓二)

それでは、説明をさせていただきます。

お手元の資料の 4 ページをごらんいただきたいと思います。

今回和解の対象となる土地の位置関係を示したものでございます。今回和解の対象となります土地は、図面中段あたりの太枠で囲んだ網かけ部分に点々で斜めに網かけしている部分、八幡 2 丁目 226 番 4 の土地でございます。当該土地につきましては、平成 23 年 3

月 22 日に東北財務局長と交換契約を締結しまして東北財務局へ引き渡しを行った土地でございますが、ここで簡単に当時のおさらいをさせていただきます。

当時、等価交換により市から国へ引き渡した土地は、図の中で「等価交換、市から国」として矢印で示しております網かけの部分ということになりますけれども、今回の対象となる土地である 226 番 4 とその南側、現在は民有地となっておりますが、226 番 3 の 2 筆、合わせて 717.32 平方メートルということになります。また、国から引き渡された土地につきましては、「等価交換、国から市」と表示をしまして、同じく矢印で示しております網かけ部分になりますけれども、網かけに点々をつけた部分につきましては八幡公民館の建物が建っている用地、516.35 平方メートルとその南側、151.11 平方メートルを合わせた 225 番 2 の土地、それからその下のほうの曲がりくねった形状の土地になりますが、これが 660 番の土地ということになります。この面積が 163.53 平方メートル。この 2 筆合わせて 830.99 平方メートルの面積の土地でございました。

等価交換に至った経過としましては、市有地でありました 226 番の 4 の土地、太線で囲んだ斜めに点々をつけた網かけ部分ですけれども、ここに東北防衛局が職員宿舎を建設した後、市への土地使用に係る許可の更新を行わないまま長年使用してきたこと、また一方で国有地であった 225 番の 2 のうち点々をつけた網かけ部分の土地ですけれども、八幡公民館の建っている部分 516.35 平方メートル分を、こちらに必要な手続をとらずに長年使用してきたというもので、何度かこれらの解消に向けましていろいろ話し合いを試みてまいったところですが、なかなか解決方法が見出せず、長年の懸案とされてきた問題でございました。それが平成 22 年になりまして話し合いが急展開しまして、市と財務省との間で互いに必要な土地を等価交換をするということで問題解決を図ろうということになったものでございました。

なお、等価交換の際は、市は東北財務局に対し必要な手続をとらず使用してきた八幡公民館用地に係る使用料として平成 23 年第 1 回定例会に 705 万円の補正予算を計上しまして、財務省が定めます誤信使用財産取扱要領により計算されました金額 446 万 1,264 円を平成 23 年 4 月 4 日に支払ったものでございます。予算額よりも少なめに実際には支払ったということになっております。

次のページ、5 ページをごらんいただきたいと思います。

これは平成 23 年第 1 回定例会に提出させていただきました資料の写しでございます、上の段が等価交換を行う前の状況、下の段が等価交換後の土地の形状をあらわしたものでございます。

続きまして、資料の 2 ページをごらんいただきたいと思います。

和解についてでございます。1 の経緯についてでございますが、和解の対象となる市が所有していた土地、八幡 2 丁目 226 番の 4 については、相手方が職員宿舎用地として行政財産の目的外使用許可を受け、昭和 46 年 6 月 30 日まで無償で使用していたものでございます。しかし、当該使用許可の期間が満了したものの相手方は当該使用許可の更新を行わな

いまま平成 23 年 3 月 21 日まで継続的に当該土地を使用していたもので、相手方である防衛省防衛施設局は当該使用許可の更新を行ったことについて過失があったということを認めております。

次に、2 の市に対する相手方の損害賠償額は 278 万 5,852 円で、算定方法は次のページの計算方法により計算をいたしております。この損害賠償額の算定に当たりましては、市が 23 年 4 月に財務省に支払いを行った際の計算根拠としました誤信使用財産取扱要領における既往使用料の算定式を準用しまして計算したものでございます。

繰り返しになりますけれども、以上の内容で和解することにつきましては、相手方は既に内諾をしております、本市としても同内容で和解をしたいというものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（板橋恵一）

以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。2 番戸津川晴美員。

○2 番（戸津川晴美議員）

以前、一般質問でも取り上げさせていただきましたが、正式にこのように和解が成立して、市の市有地の所有範囲が決まったわけでございますが、この土地をどのように利用していくかについては、一般質問の際には、住民の方々としっかりと協議をしながら今後進めていく、その際に子供たちの声も、こども議会から上がっている声、遊び場がないという声も忘れないようにその中に織り込みながら考えていくというふうな御答弁をいただいておりますけれども、その後、多賀城市の市有地になりましたこの土地についてどのように使っていくのかということは、どの程度、住民の方々との話し合いが進んでいるのか、または話し合いはまだ進んでいないのか、その辺の進捗状況をお伺いいたします。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

23 年第 1 回定例会の際にも、そのようなお話がございました。今回のお話につきましては、そのときに出された課題を解決したというようなところでございます。言ってみれば、一方的に間違っただけ使っていたやつをお金取られた、今度はそれを取り返したという形で今回の和解に至ったということでございます。それで土地の所有が確定したわけですが、それについての使い方につきましては、もうちょっと、この周辺の土地の状況についての変化も予定されておるところもありますので、そういったところも踏まえながら住民の皆さんとしっかりと話し合いをした上でその辺の方向づけをしていきたいと思っております。

○議長（板橋恵一）

2 番戸津川晴美員。

○2 番（戸津川晴美議員）

ぜひよろしく願いいたしたいと思っております。休みの日になりますと貴重な子供たちが自由

に遊べる場ですので、キャッチボールをしたり、それからボール蹴り、サッカーをしたりという状況が見られる、大変ほほえましい土地ではないかと考えておりますけれども、子供たちの願いも頭の隅に置きながら、その協議をよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（板橋恵一）

ほかにございませつか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

この際討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 32 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 10 意見書案第 1 号 無料低額診療事業を保険薬局にも適用させることに関する意見書の提出について

○議長（板橋恵一）

日程第 10、意見書第 1 号 無料低額診療事業を保険薬局にも適用させることに関する意見書の提出についてを議題といたします。

この際、意見書案の朗読を省略し、直ちに提出者の金野次男議員から提案理由の説明を求めます。7 番金野次男議員。

○7 番（金野次男議員）

本意見書は、地方自治法に基づいて内閣総理大臣、厚生労働大臣に全会派一致で提出するものでございます。

それでは、説明させていただきます。

昭和 26 年に制定された社会福祉法によって、経済的理由により適切な治療等を受けられない方々に対して安心して治療を受けていただくため医療費の一部負担の全額または一部を免除する意見書でございます。

議員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(板橋恵一)

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

この際、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(板橋恵一)

御異議なしと認めます。

これより意見書案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(板橋恵一)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 請願・陳情

○議長(板橋恵一)

日程第11、請願・陳情に入ります。

請願第1号 無料低額診療事業利用者の薬代一部負担金全額助成を求める請願書を議題といたします。

本請願については、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

9番佐藤恵子議員。

(文教厚生常任委員会委員長 佐藤恵子議員登壇)

○文教厚生常任委員会委員長(佐藤恵子)

ただいま無料低額診療事業を保険薬局にも適用させることに関する意見書を提出することが可決されました。これから報告する請願案件の内容と一部重複しておりますが、本委員会での審査は、あくまでも付託された事案を総体的に判断した結果であることを申し添え、審査結果の報告をさせていただきます。

請願審査報告について。

本委員会に付託された請願は、審査の結果、下記のとおり決定したので、多賀城市議会会議規則第78条第1項の規定により報告いたします。

- 1、審査事件。無料低額診療事業利用者の薬代一部負担金全額助成を求める請願書。
- 2、審査の経過。平成24年第4回定例会において本委員会に付託を受けた上記事件について、平成25年度1月22日に委員会を開催し、審査をいたしました。

請願の趣旨。無料低額診療が創設された当時、薬代は無料・減免の対象でしたが、国の政策で医薬分業移行の際、院外処方薬代については無料・減免の対象から外れ、全額自己負担となりました。無料低額診療は地域住民の命と健康を守る制度として今後ますます重要であり、一刻も早い改善が必要なので、以下の請願を行うものです。

- (1) 政府に対し、保険薬局も無料低額診療の対象となるよう働きかけること。
- (2) 当面、保険薬局が無料低額診療事業取得までの間、市で利用者の薬代を全額助成すること。
- (3) 市として、地域に向け無料低額診療事業の宣伝をすること。

4、審査の結果。不採択とすべきものと決しました。

不採択の理由ですが、保険薬局の薬代を無料低額診療の対象とすることは、低所得者が多い昨今、セーフティーネットを構築し、市民の命と健康を守るために必要と考えます。しかし、現在本市はまちの復旧・復興に向けた事業を最優先課題とし、財源の確保にも努力しているところです。また、請願内容を実現するためには医師会等との調整も必要でございます。よって、本請願については、市の財政状況や今後の国の動向等を注視すべき必要があるため、現時点では不採択といたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（板橋恵一）

以上で委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

この際、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより請願第1号を起立により採決いたします。

本請願についての委員長報告は不採択でありますので、提出された請願について採決いたします。請願第1号を採決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立少数）

○議長（板橋恵一）

起立少数であります。

よって、請願第1号は不採択とすることに決しました。

請願第2号 生活保護基準の引き下げはしないことなど国に意見書提出を求める請願書を議題といたします。

この際、請願書の朗読を省略し、直ちに紹介議員から内容の説明を求めます。2番戸津川晴美議員。

○2番（戸津川晴美議員）

それでは、生活保護基準の引き下げはしないことなど国に意見書提出を求める請願書について、趣旨の説明をさせていただきます。

一般質問並びに予算委員会におきましても発言をさせていただきましたので、簡単に趣旨説明をいたします。

生活保護基準の引き下げは貧困の連鎖をさらに強め、健康で文化的な最低限度の生活を脅かすものでございます。よって、次の3点、請願をするものでございます。

- 1、生活保護の老齢加算を復活すること。
- 2、生活保護基準の引き下げはしないこと。
- 3、生活保護費の国庫負担は、現行の75%から全額国庫負担にすること。

以上でございます。議員の皆様のご理解と御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（板橋恵一）

これをもって紹介議員の説明を終わります。

お諮りいたします。請願第2号については、文教厚生常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、請願第2号は、文教厚生常任委員会に付託上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

次に、陳情第1号 区画整理について

陳情第2号 非核三原則の法制化を求める議会決議・意見書採択のお願い

陳情第3号 石油製品高騰への特別対策と石油製品の適正価格・安定供給を実現する行政施策強化の意見書提出を求める陳情書

陳情第4号 平成25年度多賀城市建設職組合に対する助成金要望書

以上4件の陳情書が提出されておりますので、その写しを配付いたしました。

この際、朗読は省略いたします。

日程第12 閉会中の継続調査について

○議長（板橋恵一）

日程第12、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

閉会中の継続調査につきましては、各常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第63条の規定に基づき、お手元に配付している事件について、平成25年第3回定例会まで、閉会中の継続調査としたい旨申し出がありました。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(板橋恵一)

御異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

○議長(板橋恵一)

次に、各組合等議会の報告をいたします。

各組合等議会の報告は、お手元に配付した文書のとおりであります。

この際、朗読は省略いたします。

これをもって各組合等議会の報告を終わります。

○議長(板橋恵一)

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件はすべて議了いたしました。

これにて平成25年第1回多賀城市議会定例会を閉会いたします。

午前11時02分 閉会

以上、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成25年3月8日

議長 板橋 恵一

署名議員 根本 朝栄

同 雨森 修一